

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和 7 年
10 月 28 日
(火曜日)

目次

○告示

特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出を
しなければならない区域の指定の解除（環境政策課）
道路の区域の変更（道路整備課）



山口県告示第三百四十一号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域の指定に関する告示（平成二十五年山口県告示第二百八十九号）により指定された区域の一部についての指定を次のとおり解除する。

令和七年十月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る形質変更時要届出区域
周南市野村南町四九七六の二の一部
- 二 特定有害物質の種類
六価クロム化合物、トリクロロエチレン、鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染状況調査の実施による基準適合の確認

山口県告示第三百四十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。
その関係図面は、令和七年十月二十八日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和七年十月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

区 間	道路の種類		路 線 名		道路の区域	
	県道		防府徳地線			
新	旧	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備	考	
防府市大字大崎字浜田一八一六の一地先から同市同大字土樋一〇四五の一地先まで	最狭 四一・四	最狭 一一	一、三五九・七			

令和七年十月二十八日印刷
令和七年十月二十八日発行

発行人
所

山口県知事
山口県知事